

佐賀県指令 7 建設技第 416 号

令和 7 年 (2025 年) 9 月 29 日

〒849-0917

佐賀県佐賀市

高木瀬町長瀬 929-1

(有) 寺崎資材工業

寺崎 達男 様

佐賀県知事 山口 祥義



一般 建設業の許可について (通知)

令和 7 年 9 月 9 日付けで申請のあった一般建設業については、  
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許可番号 佐賀県知事 許可(般-7)第 6631 号

許可の有効期間 令和 7 年 10 月 9 日から 令和 12 年 10 月 8 日まで

建設業の種類

土木工事業  
舗装工事業  
水道施設工事業

とび・土工工事業  
しゅんせつ工事業  
解体工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 12 年 9 月 8 日  
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)